

## 12.ユニバーサルデザイン計画

### ○サイン

- 目的の場所に迷わずに行けるように「案内」・「誘導」・「位置」のサインを敷地入口、建物入口、総合案内、エレベーターホールなど適所に配置し、利用者が円滑に施設利用できる計画とします。
- 文字は、外国人の利用にも配慮し、多言語・ピクトグラムで表記し、誰にでも分かりやすい計画とします。
- ピクトグラムは原則JIS規格※、文字はUDフォントとし、見やすいサインとします。
- ※JIS規格にないピクトグラムは、交通エコロジー・モビリティ財団の案内用図記号を使用
- 高齢者や弱視の方への見やすさを考慮し、文字と図と地の色の明度差は5程度以上を確保します。
- 案内サインの設置位置は、車いす使用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、中心高さを1250mm程度に設定します。
- 視覚障害者のために音声案内設備、触知案内板を設置します。

公共施設マネジメント推進課  
Public facilities Management Promotion Div.  
1234567890

■UDフォントのイメージ

### ○アプローチへの配慮

- 敷地内の歩道は段差を生じさせないようにします。
- 道路などから庁舎出入口までのアプローチは、段差の解消、滑りにくい舗装材の使用、必要箇所への手すりや誘導ブロックの設置、通行しやすい通路幅員を確保します。
- 東西敷地の地上レベルに身体障害者用乗降スペースを各1カ所ずつ設け、建物内へのアクセスのしやすさに配慮します。
- 各風除室に音声誘導案内を設置します。

### ○利用しやすい窓口

- 窓口カウンターは車いす使用者や高齢者が利用しやすい高さ、足元が広い形状のものを設置します。
- 区民利用が多い窓口部門を低層階に配置し、利用者の利便性を高めた計画とします。また、来庁者のメインアプローチからの視認性が高いロビーに面した位置に総合案内を設置します。
- 窓口、待合以外にも適切にベンチや椅子を設置し、乳幼児連れの利用者や高齢者等に配慮します。
- 乳幼児連れの利用者が多い窓口には、ベビーカーの入るカウンターやキッズスペース、授乳室などを設置します。

### ○高齢者・障害者・乳幼児連れ・LGBTIに配慮したトイレ

- 多機能トイレ・男女共用トイレを適所に分散配置し（共用部から利用しやすいよう配置）、想定される多様な利用に対応した計画とします。
- 区民利用が多いフロアを中心に、多機能トイレ、一般用トイレにベビーチェア・手すりを適宜設けます。
- 多機能トイレにはオストメイト対応設備（地下2階から2階、5階、10階）や便座脇に介護者呼び出しボタンを設置し、低層階では出入口を自動扉とします。
- トイレ入口、及び多機能トイレ内には、音声誘導設備を設置します。
- 区民窓口がある1～3階の女子トイレには子ども用小便器、男子トイレには子どもが利用できる低リップの小便器を設置します。なお、子供用便座はトイレ内共用部に備え付けます。
- 東西棟1階の多機能トイレ（一部）は、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬など）の排泄場所として利用します（床にペット用シートを敷いて利用）。

### ○ロビー・屋内通路

- 滑りにくい材質の床仕上げ、段差の解消など、誰もが使いやすい計画とします。
- 車いす使用者、子ども連れの方が通行しやすい幅員の通路を計画します。
- 共用部各所には、光による緊急地震警報装置を設置します。

### ○区民会館・議場

- 子ども連れの方でも、気がねなく観覧・傍聴できるよう親子室を設けます。
- ホール客席、議場傍聴席の一部に集団補聴設備を設け、聴覚障害者に配慮します。
- 区民会館ホール客席最前列及び最後列、議場傍聴席には、車いす席を設けます。

### ○エレベーター

- 乗り場とかご内には車いす使用者専用のボタンを設置します。
- 視覚障害者に配慮し、点字表示・文字の浮き彫りのあるボタンを設置します。
- 車いす使用者専用ボタンを押した時、戸開閉時間を通常より長くします。
- 車いす使用者に配慮し、かご内には、手すり、鏡、出入口センサーを設置します。
- 来庁者が利用するエレベーターは、車いす・ベビーカー利用を考慮し、センターオープンで広い出入口幅（1000mm程度）とします。
- 非常時に聴覚障害者の存在を中央監視を行う東棟地下1階の防災センターに知らせることができるボタンを設置します。
- 大型エレベーターは、かご内法：幅1800mm×奥行2000mm、扉寸法：幅1000mmとし、車いす乗車数：3台+介助者2名程度が乗れるサイズとします。また、このサイズはストレッチャー対応（奥行き2000mm）も可能なサイズとなります。

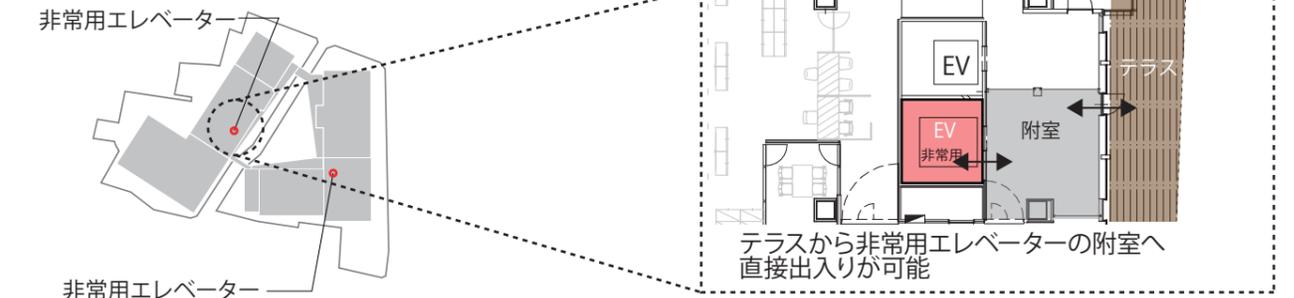
### ○クールダウン・カムダウンスペース

- 発達障害や知的障害、精神障害の特性のある方や家族のためのクールダウン・カムダウンスペースは会議室・相談室を活用します。

### ○避難

- 障害のある方の待避スペースとして、階段の踊場に一時待避スペースを確保します。
- 歩行困難者の避難に配慮し、東棟、西棟の大型エレベーターは火災時にも稼働する非常用エレベーターとします。
- トイレ、授乳室、集会室、練習室などには、火災報知機と連動した光警報装置を設置します。

### 非常用エレベーターの位置について



### 一時待避スペースについて



車いす使用者等の一時待避スペース

### 地震時のエレベーター

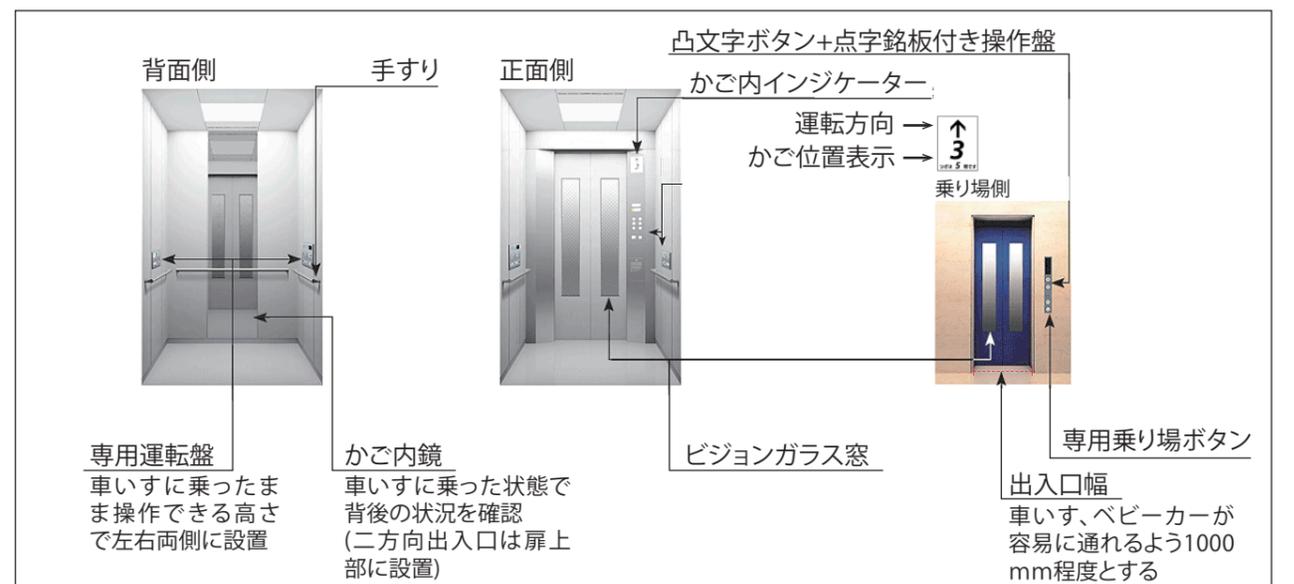
一般の建物に比べ、免震構造により地震の「揺れ」や「地震の強さ」が伝わりにくく、震度6程度までエレベーターの使用ができます。停止後、エレベーターは異常がなければ、そのまま使用ができます。

一般建物 震度5弱  
本庁舎（免震） 震度6

※万が一電源が途切れた場合でも、すぐさま非常用電源が立ち上がる為、非常用エレベーターを使用可能。

### エレベーターのかごの大きさ

ベビーカー寸法 最大機種サイズ 幅 685 mm × 長さ 1035 mm の場合				
	定員 (人)	かご間口	かご奥行	2台納まり
一般エレベーター	15人	1600mm	1500mm	○
大型エレベーター	26人	1800mm	2000mm	○



エレベーター乗り場、かご内イメージ